

鳴門市イルミネーション事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、イルミネーションに関する機器（以下「機器」という。）の設置により市内の観光資源を創出することで、交流人口の増加を図るイルミネーション事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、鳴門市イルミネーション事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内においてイルミネーション事業を実施する団体（法人を含む。以下同じ。）とする。ただし、市内に住所を有する団体を優先的に採択する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 前号に掲げる団体が構成団体となっている実行委員会等の団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で実施するもの
- (2) 広く一般の者が観覧できるもの
- (3) 観覧者の安全対策を講じているもの
- (4) 他の団体の補助を受けていない、又は受ける予定がないもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とするものではないもの
- (6) 公序良俗に反しないもの

(補助対象経費、補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 機器の賃借に要する経費
- (2) 機器の設置及び撤去に要する経費
- (3) 機器のライトアップに要する経費
- (4) 会場使用に要する経費
- (5) 広告宣伝に要する経費
- (6) イルミネーションの点灯式開催に要する経費
- (7) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助金の額は、100万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の同一団体への交付は、同一年度において1回までとする。

(補助金交付申請書)

第5条 条例第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号による。

(軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 条例第5条第1項第2号の市長が定める軽微な変更は、補助目的及び事業能率に影響のない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 条例第5条第1項第1号及び第2号の規定による市長の承認を受けようとする補助対象団体は、補助対象事業変更承認申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書

(2) 変更収支予算書

2 条例第5条第1項第3号の規定による市長の承認を受けようとする補助対象団体は、補助対象事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項第4号の規定による市長への報告をしようとする補助対象団体は、その理由及び補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第8条 条例第6条に規定する補助金の決定通知は、様式第4号による。

2 条例第5条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象事業の変更の承認通知は、交付決定額の変更を伴わない場合にあつては様式第5号の1により、交付決定額の変更を伴う場合にあつては様式第5号の2による。

3 条例第5条第1項第3号に規定する補助対象事業の中止の承認通知は様式第6号の1により、補助対象事業の廃止の承認通知は様式第6号の2による。

(実績報告書)

第9条 条例第11条に規定する実績報告書は、様式第7号による。

(補助金の額の確定)

第10条 条例第12条に規定する補助金の額の確定通知は、様式第8号による。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助対象団体は、補助金請求書(様式第9号)に確定通知書の写しを添えて市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の補助金請求書等を受理した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助対象団体は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に

次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の決定通知書の写し
- (2) 概算払を受けようとする理由書

(書類の保管期間)

第14条 条例第18条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助対象事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次頁において「旧様式」という、）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。